

広島県教育委員会教育長訓令第二号

本 庁  
地 方 機 関  
学校以外の教育機関

広島県教育委員会事務局等決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

広島県教育委員会

教育長 下 崎 邦 明

広島県教育委員会事務局等決裁規程の一部を改正する訓令

広島県教育委員会事務局等決裁規程（昭和五十三年広島県教育委員会教育長訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第二管理部の部教職員課の項部長専決事項の欄第一号及び第二号並びに同項課長専決事項の欄第一号及び第二号中「事務専門員、総括事務主任」を「事務主幹」に改める。

附 則

この教育委員会教育長訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。